

高齢者保健福祉計画及び 第5期介護保険事業計画 【概要版】

健康で安心して住み続けられる まちをめざして



日本では、世界的にも例をみないスピードで高齢化が進んでおり、平成25年には4人に1人が65歳以上となることが予測されています。

こうした超高齢社会における介護の問題を解決するため、平成12年度から介護保険制度が始まり、その後も、介護予防を重視したシステムへの転換、地域密着型サービスの創設など、制度内容やサービス体系の改善・見直しが図られています。

このような中、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の5つの支援等を一体化して提供していく『地域包括ケア』の考え方が重要とされています。

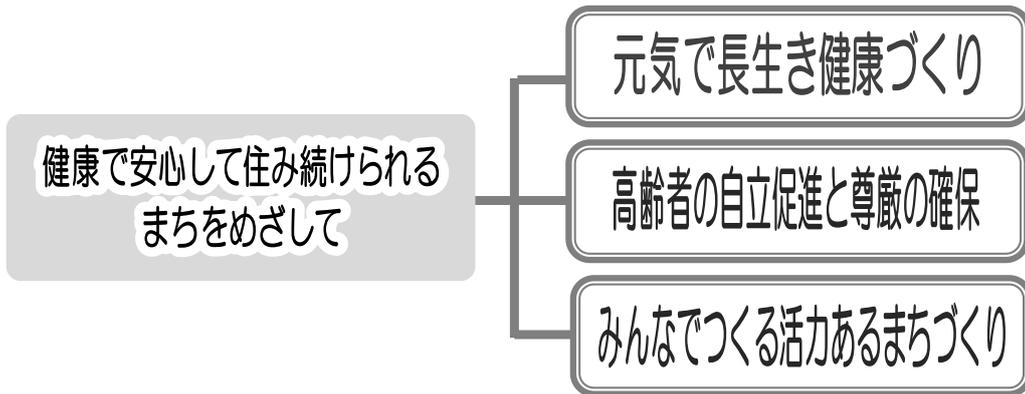
淡路市では、これらの社会情勢の変化や動向を受け、これまでの計画を見直し、市の高齢者福祉、介護保険事業等がめざすべき方向性や、取り組むべき施策を明らかにすることを目的に、「高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画」を策定しました。

平成24年3月
兵庫県 淡路市

1 計画の基本的な考え方

■基本理念と目標

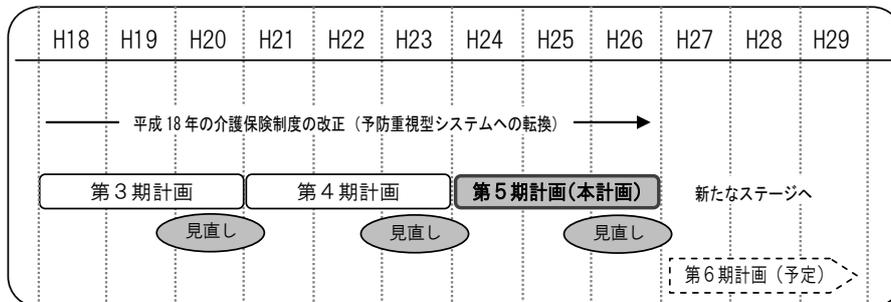
本計画では、高齢者が心身ともに健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる社会をめざし、以下の基本理念と基本目標を掲げて事業を推進しています。



■計画の位置づけと計画期間について

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画と、介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画とをあわせ、一体的に策定したものです。

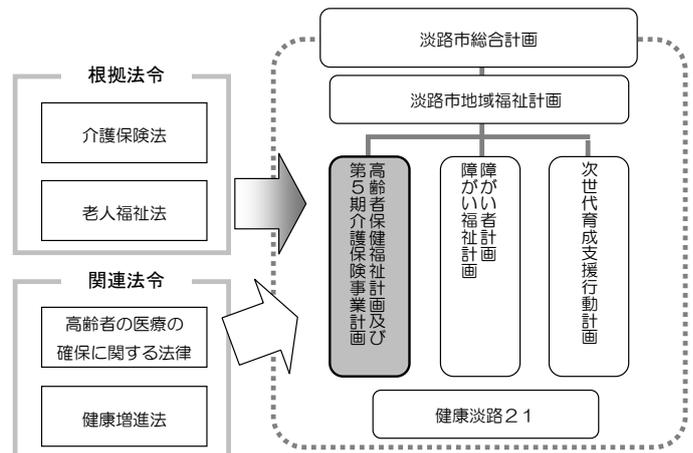
また、計画期間は平成24年度から平成26年度までの3年間とします。



■他の関連計画との関係

本計画は、「淡路市総合計画」のもと、高齢者福祉と介護保険事業を一体的に推進するための個別計画として位置づけられるものです。

また、「淡路市地域福祉計画」「淡路市障がい者計画」「淡路市障がい福祉計画」「淡路市次世代育成支援行動計画」「健康淡路21」など関連する計画等との連携を図ります。



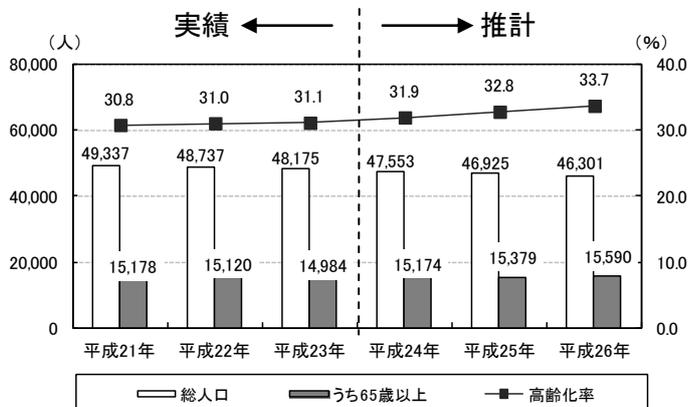
2 高齢者を取り巻く現状

■総人口と高齢者人口の推移と推計

高齢者人口、高齢化率が増加しています

総人口は平成21年度以降、減少傾向が続いており、平成26年度には46,301人になると予測されます。

一方で、高齢者人口及び高齢化率は、増加しており、平成26年度には高齢者人口15,590人、高齢化率33.7%になると予測されます。

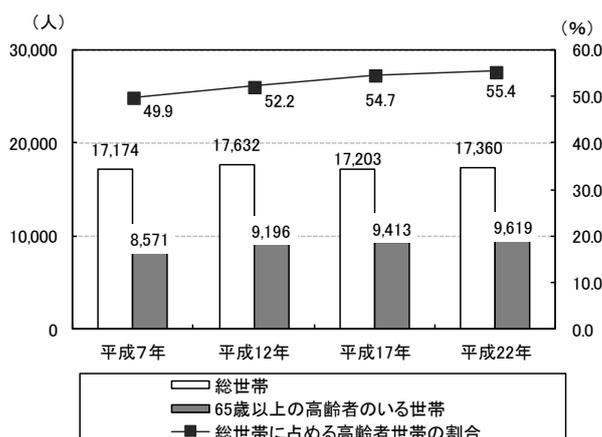


資料：住民基本台帳（推計値は住民基本台帳を基に算出）

■世帯の推移

高齢者世帯が増加しています

65歳以上の高齢者のいる世帯は、平成7年以降、年々増加しており、平成22年には9,619世帯で、総世帯に占める割合は55.4%となっており、世帯においても高齢化が進行しています。

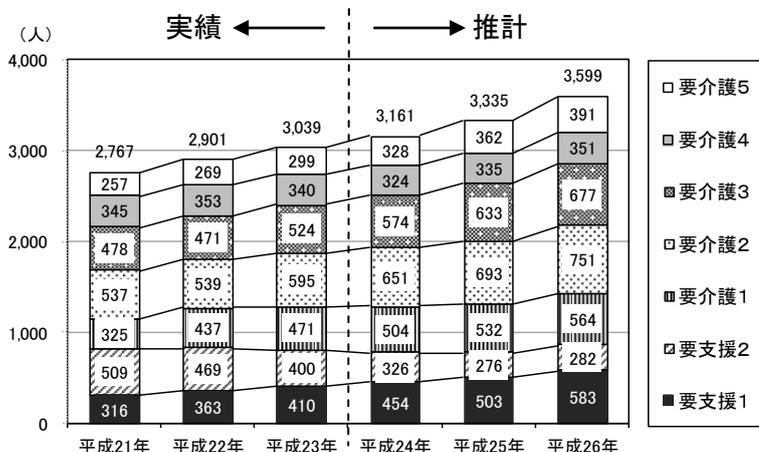


資料：国勢調査

■要介護度別認定者数等の推移と推計

サービスを必要とする方、利用する方（サービス需要量）が増加することが予測されます

要介護認定者数は、年々増加しており、平成21年度では2,767人であったものが、平成26年度では3,599人と予測されています。要介護度別の推移をみると、特に要支援1・要介護2の人数が増加しています。



資料：介護保険事業状況報告（推計値は介護保険事業状況報告を基に算出）

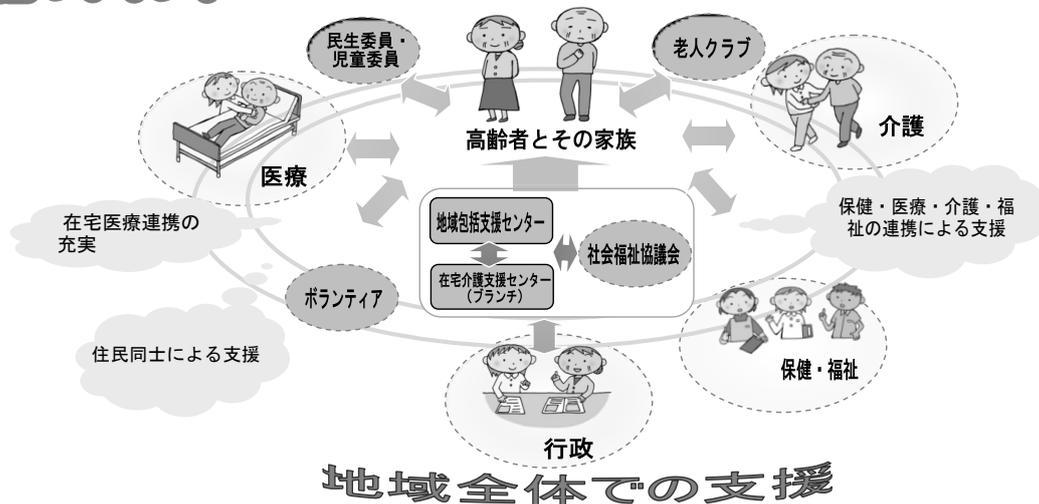
3 地域包括ケアの推進

高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、地域包括支援センターの機能の充実を図り、地域の関係機関と連携した地域包括ケア体制の構築に努めます。

■地域包括ケアの重点支援メニュー

- 地域医療・介護・福祉の連携推進・・・在宅療養を支えるため、医療機関、介護支援専門員等の関係者との連携を図ります。
- 介護予防事業の推進・・・生きがいがづくりや地域支援事業に取り組み、高齢者が元気に生活できるよう、支援します。
- 認知症支援策の充実・・・認知症についての理解の普及、相談窓口の充実、家族介護者への支援などを通じて支援します。
- 生活支援サービスの充実・・・介護保険以外の生活支援サービス（移動支援や配食サービス等）の充実に取り組みます。
- 高齢者の居住に係る施策との連携・・・県や市の住まいに関連する調整や関係各課との連携を通じて、高齢者の居住に配慮した住環境整備を実施します。

取組のポイント ▶ 地域包括ケア体制の構築に向けて



地域全体での支援

地域包括支援センターの基本機能の強化・充実を図ります

【地域包括支援センターの基本機能】

■包括的支援事業

- ①高齢者等を対象とした介護予防事業
- ②地域の高齢者の実態把握や総合的な相談支援
- ③虐待への対応、成年後見制度の活用などを含む権利擁護業務
- ④高齢者への支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

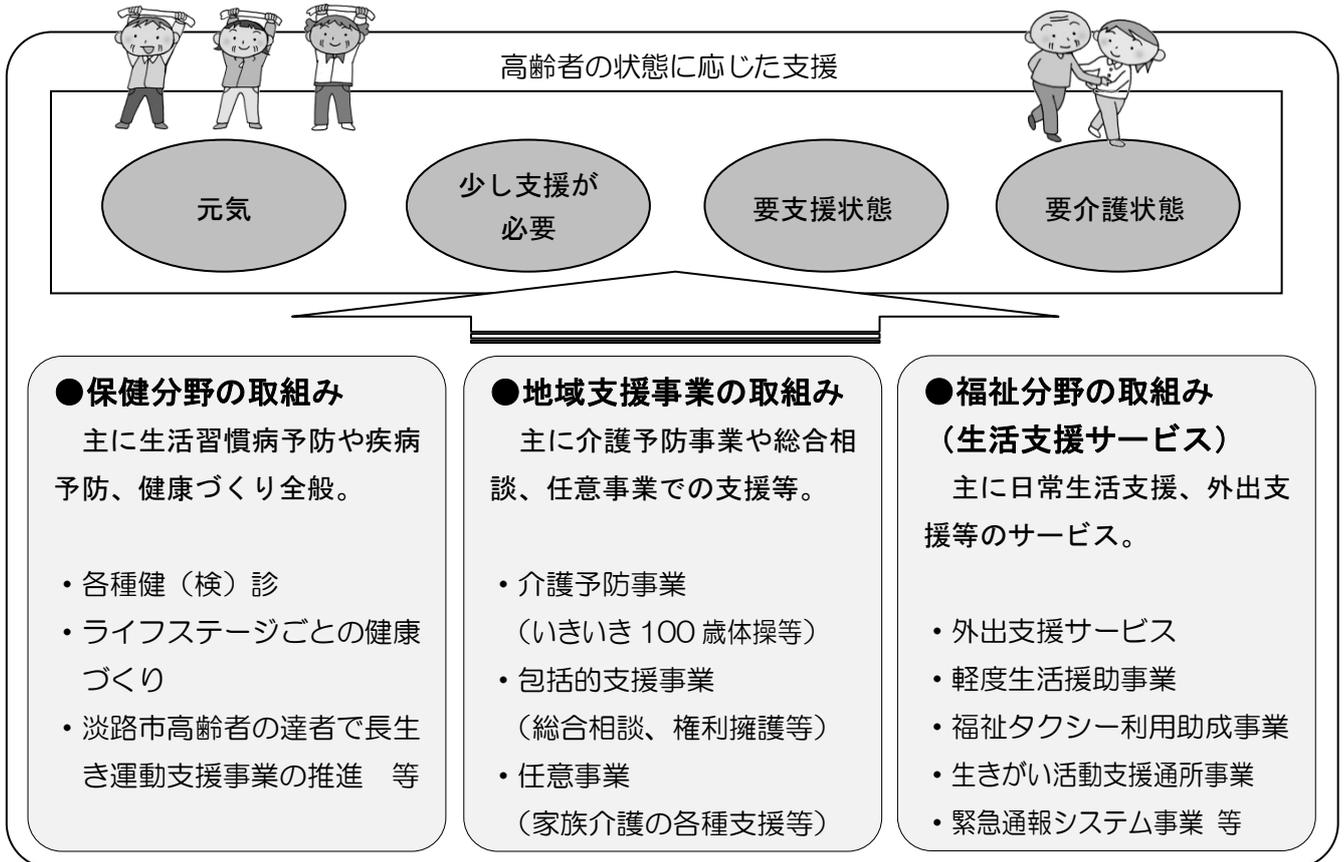
■指定介護予防支援

- ①介護予防サービス（予防給付）に関するケアマネジメント業務

4 介護予防および保健・福祉サービスの充実

高齢者が健康で自立した生活を過ごせるよう、健康づくりや介護予防事業をはじめ、生活支援のサービスの充実に努めます。

■地域支援事業、保健・福祉分野の取組みの充実



取組のポイント ▶ いきいき100歳体操

平成22年度から介護予防事業として推進している「いきいき100歳体操」では、これまで、既に37箇所以上の地域で拠点ができ、約800人が継続的に参加しています。

今後も、特に高齢化率の高い地域での拠点整備を強化し、平成26年度までに70箇所の拠点整備をめざします。

【いきいき100歳体操の実施状況と今後の目標】

	実績（平成23年度は見込）		目標		
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数	18箇所	37箇所	50箇所	60箇所	70箇所
開催回数	362回	1,600回	2,100回	2,750回	3,250回
延参加人数	8,240人	25,000人	30,000人	32,500人	35,000人

5 高齢者の積極的な社会参加の促進

高齢者が、知識や経験を活かしながら社会とのかかわりを保ち、生きがいを持ち続けることができるよう、就労支援をはじめ、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、ボランティア活動、世代間交流など、多様な機会と場の確保や地域社会への参画を促進します。

高齢者の積極的な 社会参加の促進

- 高齢者の就労支援
 - ・ シルバー人材センター事業の支援
 - ・ 積極的な情報提供と相談支援の推進
- 老人クラブへの支援
- 生涯学習の推進
- スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 高齢者の交流・活動の場の確保
 - ・ 地域サロン
 - ・ 老人福祉センター・老人憩いの家

6 高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備

公共的な建築物、道路、民間施設等のバリアフリー化や、コミュニティバスの運営検討など、ソフト・ハードの両面から、人にやさしいまちづくりを進めます。

また、高齢者が安心して生活できる多様な「住まい」の確保、緊急時・災害時における高齢者への支援、交通安全対策や消費者被害対策を進め、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

高齢者が安心して 暮らせる生活環境の整備

- 福祉のまちづくりの推進
 - ・ ユニバーサル社会づくりの推進に向けた啓発
 - ・ 高齢者の利用に配慮した施設・設備の整備・改善
 - ・ コミュニティバスの運営検討
- 高齢者のための多様な住まいの確保
 - ・ 住宅改修への支援
 - ・ シルバーハウジング
 - ・ 入所施設等（養護老人ホーム等）
- 安全で安心な日常生活の確保
 - ・ 災害時要援護者名簿の整備
 - ・ 緊急通報システム事業の推進
 - ・ 交通安全対策の推進
 - ・ 消費者被害の防止



7 介護保険サービス基盤の整備

平成 24～26 年度までの介護保険サービスの見込み量については、次のように設定しています。



■各種サービスの整備について

●居宅サービス

居宅サービスは、平成 21～23 年度の利用実績及び給付実績と要介護認定者数の推移等を考慮して、平成 24～26 年度までの認定者数や利用者数を推定し確保しています。

●地域密着型サービス

地域密着型サービスは、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（それぞれ介護予防サービスを含む）については、利用者の需要と供給のバランスを考慮しながら、未整備地域での整備推進を図り、平成 26 年度までを目標に整備を進めます。

●施設サービス

施設サービスは、第 5 期計画では新規の整備は計画せず、現在のサービス量で対応します。介護老人福祉施設等の入所申込者の解消については、地域密着型サービスの整備を進めて行くことで対応します。

【介護サービス】

(単位：人／年)

介護給付		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅サービスなど	訪問介護	5,496	5,808	6,192
	訪問入浴介護	228	240	252
	訪問看護	1,656	1,680	1,728
	訪問リハビリテーション	1,488	1,680	1,896
	居宅療養管理指導	1,296	1,308	1,320
	通所介護	5,904	6,192	6,492
	通所リハビリテーション	3,480	3,600	3,720
	短期入所生活介護	2,076	2,196	2,316
	短期入所療養介護	360	372	384
	特定施設入居者生活介護	636	648	660
	福祉用具貸与	6,996	7,380	7,692
	特定福祉用具販売	208	216	228
	住宅改修	156	168	180
居宅介護支援	14,208	14,988	15,792	
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	★444	★540	★660
	小規模多機能型居宅介護	★720	★756	★792
	認知症対応型共同生活介護	★1086	★1188	★1295
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	★592	★592	★732
施設サービス	介護老人福祉施設	4,212	4,212	4,212
	介護老人保健施設	2,184	2,184	2,184
	介護療養型医療施設	60	60	60

【介護予防サービス】

(単位：人／年)

介護予防給付		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅サービスなど	介護予防訪問介護	3,324	3,408	3,492
	介護予防訪問入浴介護	12	14	16
	介護予防訪問看護	492	552	600
	介護予防訪問リハビリテーション	456	473	516
	介護予防居宅療養管理指導	144	156	168
	介護予防通所介護	1,668	1,836	2,004
	介護予防通所リハビリテーション	1,428	1,488	1,548
	介護予防短期入所生活介護	20	25	29
	介護予防短期入所療養介護	24	26	29
	介護予防特定施設入居者生活介護	48	60	72
	介護予防福祉用具貸与	1,692	1,860	2,100
	特定介護予防福祉用具販売	84	96	108
	介護予防住宅改修	99	108	120
介護予防支援	6,600	6,696	6,792	
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	★24	★36	★48
	介護予防小規模多機能型居宅介護	★118	★119	★120
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0

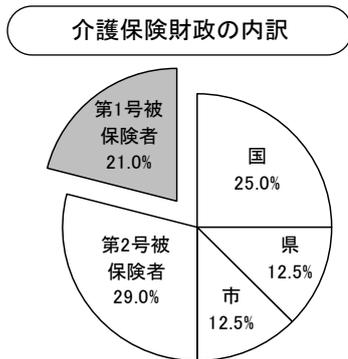
取組のポイント ▶ サービス基盤整備

★印は、市が計画的に整備を進めるサービスです。

8 介護保険料について

■介護保険料額の算出

介護保険の財源は右図のようになっており、65歳以上の高齢者の負担は21.0%となっています。この割合と推計された介護給付費等から、平成24年度～平成26年度の段階別の保険料額を算出すると以下の通りとなります。



▼基準額はこのように算出されます

淡路市で必要な介護サービスの総費用

×

65歳以上の方の負担分 (21.0%)

÷

淡路市の65歳以上の人数

=

淡路市の保険料の基準額
55,200円 (年額)

■平成24年度から平成26年度までの所得段階別介護保険料

段階	対象者	料率	年額保険料	月額保険料
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税	0.50	27,600円	2,300円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年合計所得+課税年金収入が80万円以下	0.50	27,600円	2,300円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年合計所得+課税年金収入が80万円超120万円以下	0.63	34,776円	2,898円
第4段階	世帯全員が市民税非課税で、前年合計所得+課税年金収入が120万円超	0.75	41,400円	3,450円
第5段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年合計所得+課税年金収入が80万円以下	0.88	48,576円	4,048円
第6段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年合計所得+課税年金収入が80万円超	1.00 (基準)	55,200円	4,600円
第7段階	本人が市民税課税で、前年分の所得金額が125万円未満	1.13	62,376円	5,198円
第8段階	本人が市民税課税で、前年分の所得金額が125万円以上190万円未満	1.25	69,000円	5,750円
第9段階	本人が市民税課税で、前年分の所得金額が190万円以上400万円未満	1.50	82,800円	6,900円
第10段階	本人が市民税課税で、前年分の所得金額が400万円以上600万円未満	1.75	96,600円	8,050円
第11段階	本人が市民税課税で、前年分の所得金額が600万円以上1000万円未満	1.85	102,120円	8,510円
第12段階	本人が市民税課税で、前年分の所得金額が1000万円以上	2.00	110,400円	9,200円

高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画 概要版 (平成24年3月)

発行：淡路市 健康福祉部長寿介護課

〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地 電話：0799-64-2511 | P電話：050-7105-5011

FAX：0799-64-2529 | PFAX：050-7105-5035